

令和2年度地下水質測定結果について 概要

水質汚濁防止法第16条の規定により策定した「令和2年度地下水質測定計画」に基づき実施した調査の結果は以下のとおり。

1 概況調査

(1) 調査の目的

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目について、全体的な地下水質の状況を把握する。(概ね2km四方に区切った県内264区域を5年で一巡できるように調査を実施する。)

*用語

┌	区域：概況調査の対象として設定した県内を概ね2km四方に区切った範囲を示しています。
	地点：調査対象とした井戸のことを示しています。
	地域：調査対象項目毎の調査対象となる範囲を示しています。

(2) 調査の結果

調査区域数	検出区域数
53 区域 (61 地点) 【環境基準項目】	7 区域 (7 地点) 【砒素、有機塩素系化合物】

検出のあった7区域(7地点)は、全て汚染範囲の確定している区域であることから検出井戸周辺調査は実施しなかった。

2 検出井戸周辺調査

(1) 調査の目的

1の概況調査で新たに検出され、その物質の広がりを確認する必要がある場合等に、環境基準値を超過する汚染の有無や検出範囲等を確認する。今年度は事業者による地下水調査で判明した地下水汚染を契機に実施した。

(2) 調査の結果

調査地域数	検出地域数	超過地域数
1 地域 (5 地点) 【有機塩素系化合物】	0 地域 (0 地点)	0 地域 (0 地点)
1 地域 (8 地点) 【砒素】	1 地域 (4 地点)	1 地域 (4 地点)

周辺調査の結果、各地域の検出範囲等の確認ができた。

有機塩素系化合物については事業内でのみの汚染と判明した。

砒素については、自然的原因の可能性が高いと考えられ、次年度から継続監視調査を実施します。

3 継続監視調査

(1) 調査の目的

検出井戸周辺調査により前年度までに環境基準値を超過した地点等を含む地域において、継続的に監視を行う。

(2) 調査の結果

	調査地域数	検出地域数	超過地域数
汚染監視 調査	17地域 (123地点) 【有機塩素系化合物 (14地域)、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(2 地域) 等】	17地域 (59地点) 【有機塩素系化合物 (14地域)、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(2 地域) 等】】	16地域 (33地点) 【有機塩素系化合物 (13地域)、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(2 地域) 等】
経過観察 調査	5 地域 (16地点) 【有機塩素系化合物 (1 地域)、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(2 地域) 等】	4 地域 (8 地点) 【有機塩素系化合物 (1 地域)、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(2 地域) 等】	2 地域 (2 地点) 【有機塩素系化合物 (1 地域)、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(1 地域)】
継続監視 調査 (自然由 来汚染)	4 地域 (7 地点) 【砒素 (4 地域)】	4 地域 (7 地点) 【砒素 (4 地域)】	4 地域 (7 地点) 【砒素 (4 地域)】

汚染監視調査地域のうち、人為的な汚染原因が考えられる 1 地域において、全地点で監視対象項目が環境基準値以下となったことから、次年度は経過観察調査を実施する。

経過観察調査地域のうち、3 地域において、監視対象項目が 2 年連続で環境基準値以下となったことから、今年度で継続監視調査を終了する。

2 地域は、再び環境基準値を超過したため、次年度は汚染監視調査を実施する。

自然的原因の可能性が高いと考えられる地下水汚染は、毎年調査して汚染区域の該当有無を判断するのではなく、概況調査に合わせて 5 年に 1 回の頻度で継続的に調査を実施していく。

汚染地域が複数の市町にまたがる場合は、当該市町の概況調査の実施年度に関わらず、地域の評価をするために同一年度を実施する。